

(別表1)

事業継続力強化支援計画

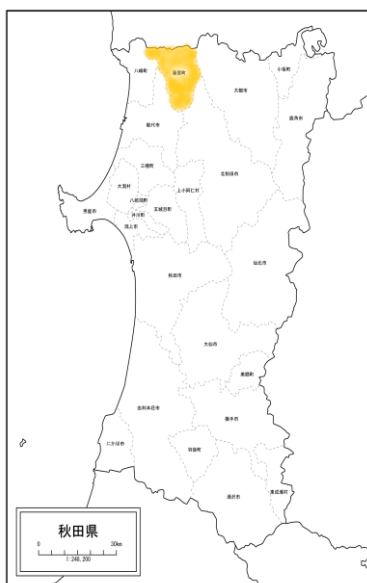
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域災害リスク

①地域の概要・立地

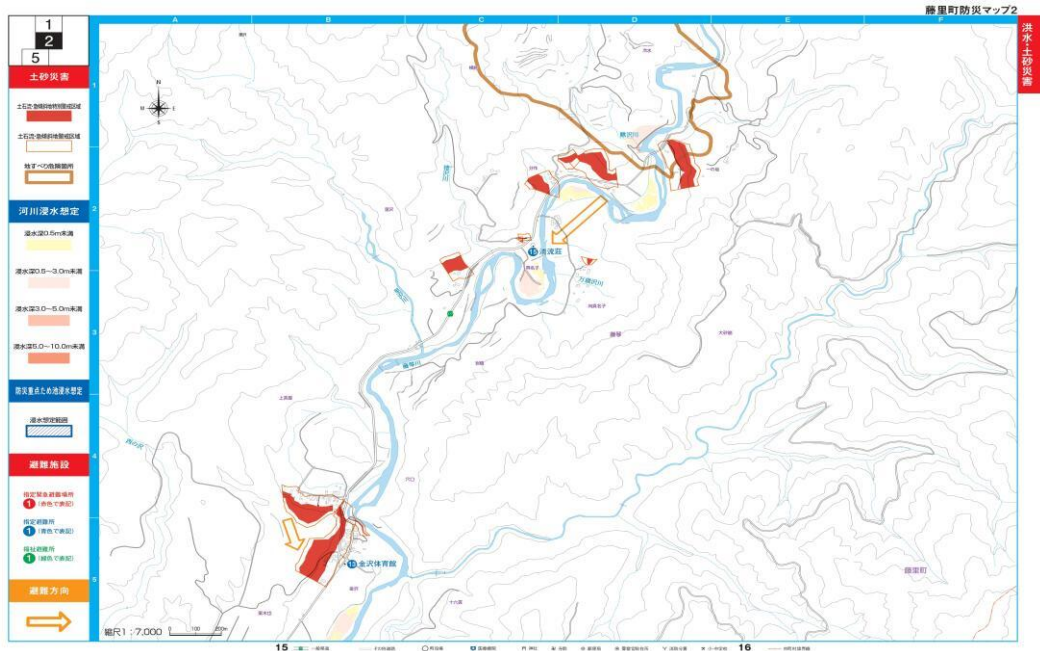
- 本町は、秋田県の最北端に位置し、町の北西部には白神山地の世界自然遺産登録エリアがある。
- ・町の面積は282.13㎢と広大だが、北部一帯は米代西部森林管理署が管轄する国有林で、その面積は182.7㎢で全面積の64.8%を占めている。
 - ・地形的には、東部が大館市、北秋田市、西は八峰町、能代市の一部に山岳丘陵地帯で接し、南は能代市二ツ井町に通じている。白神山地に水源を発する藤琴川・粕毛川は中心部である藤琴でY字形に合流し、約8kmで米代川へと通じている。
 - ・集落については、粕毛川と藤琴川のY字形に沿って点在しており、この二つの川が合流する地点に産業や人口が最も密集する藤琴地区がある。
 - ・町の中央部には、昭和38年7月25日の集中豪雨（ダム地点流量：毎秒900m³を記録）により、粕毛川及び藤琴川が甚大な被害を受けたのを契機に、粕毛川及び藤琴川の洪水被害防止、国営能代地区総合農地開発事業へのかんがい用水の確保、あわせて発電を目的とした素波里ダム（昭和45年竣工）がある。
 - ・交通においては国道や鉄道はなく県道3路線（西目屋二ツ井線、きみまち阪公園素波里湖線、矢坂糠沢線）が町内道路網の根幹をなしている。
 - ・気候は、四季を通じて気温の変化が激しく、特に冬は厳寒であり近年の最大積雪量は160cmを超え、降積雪日数は約120日と1年の3分の1が雪に埋もれる豪雪地域となっている。



②想定される地域の災害リスク（土砂・河川浸水災害：防災マップ）

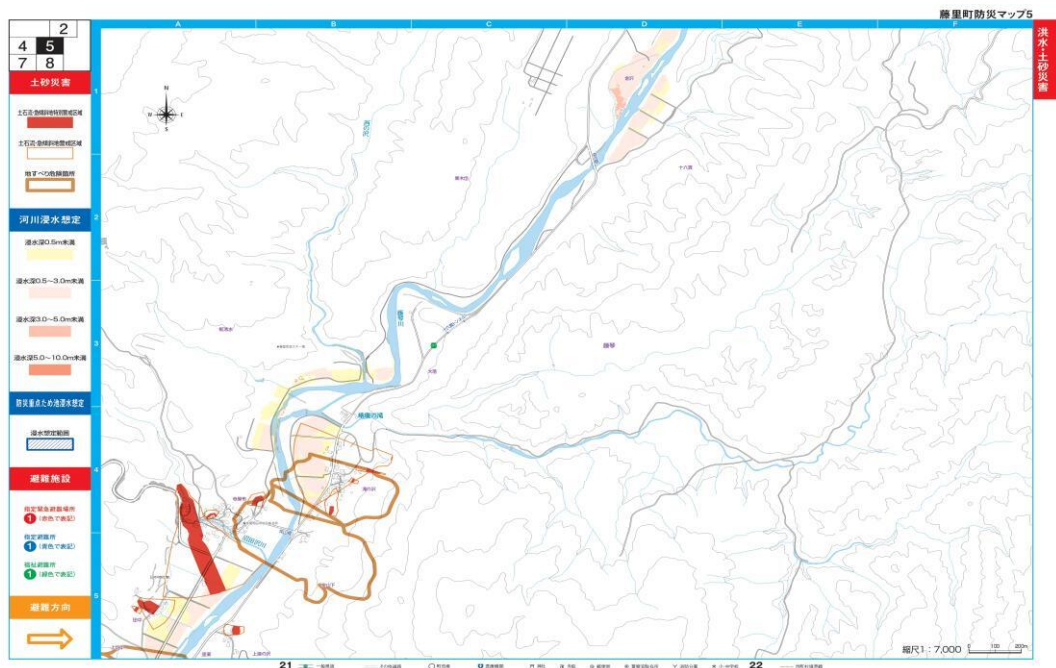
【真名子・上茶屋・金沢地区】

河川浸水想定0.5m未満、0.5～3m、一部3～5mとなっている。
真名子・金沢地区においては土砂災害が想定されている。



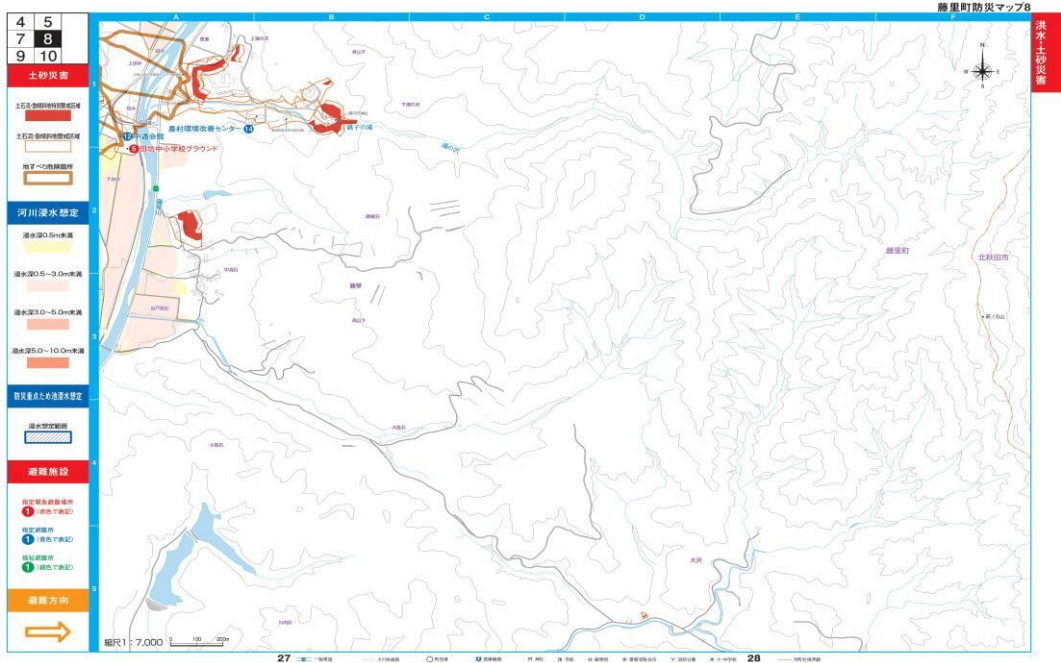
【滝の沢・寺屋布地区】

河川浸水想定0.5m未満、0.5～3m、一部3～5mとなっている。
土石流・地滑りが想定されている。



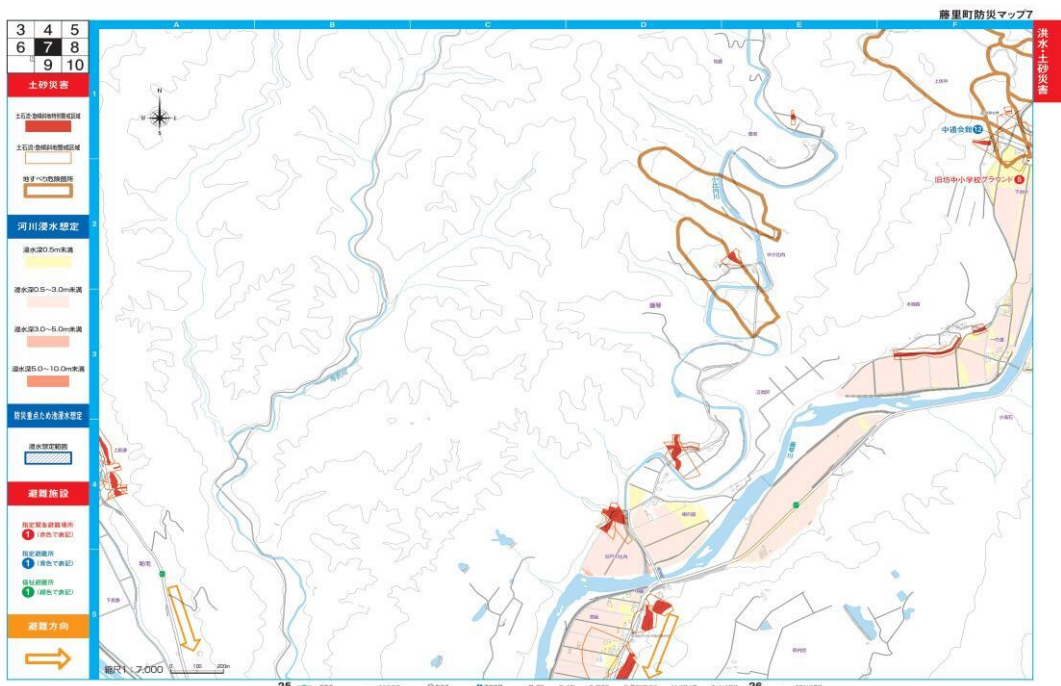
【湯の沢地区】

藤琴川沿いにある湯の沢地区は、温泉郷、宿泊施設、世界遺産センター等の白神山地エリアにおける観光の拠点となっている。この地域においては、河川浸水想定0.5m未満、0.5～3mと土砂災害が予想されており、観光の中核的役割への影響が懸念される。



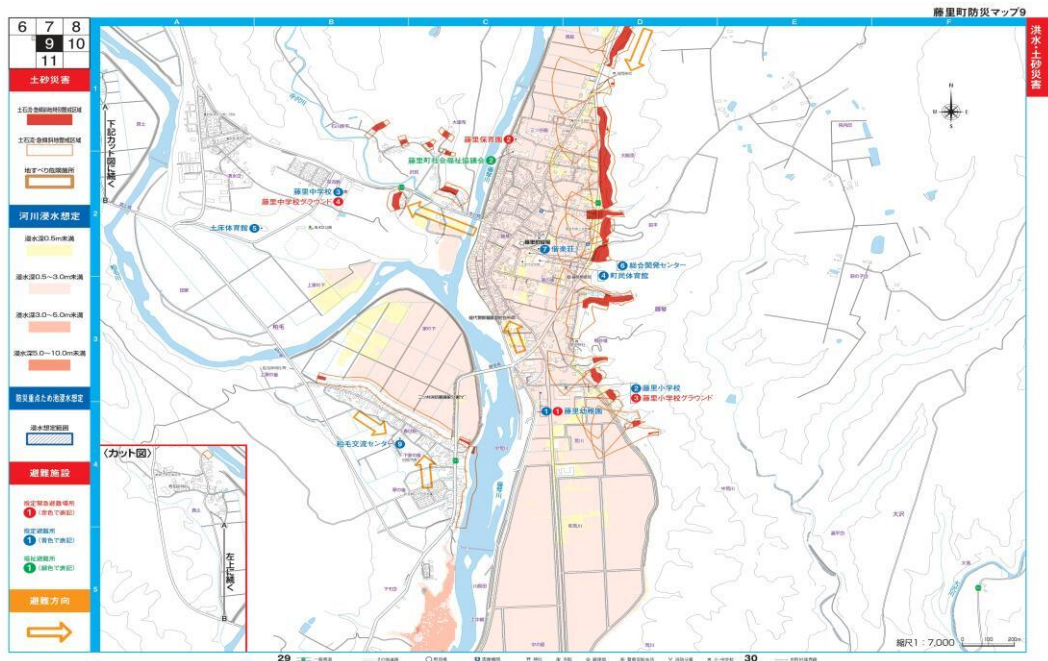
【下坊中・一の渡・出戸小比内・中小比内・馬坂地区】

河川浸水想定0.5m未満、0.5～3m、一部3～5mと地滑り等の土砂災害が想定されている。



【藤琴地区】

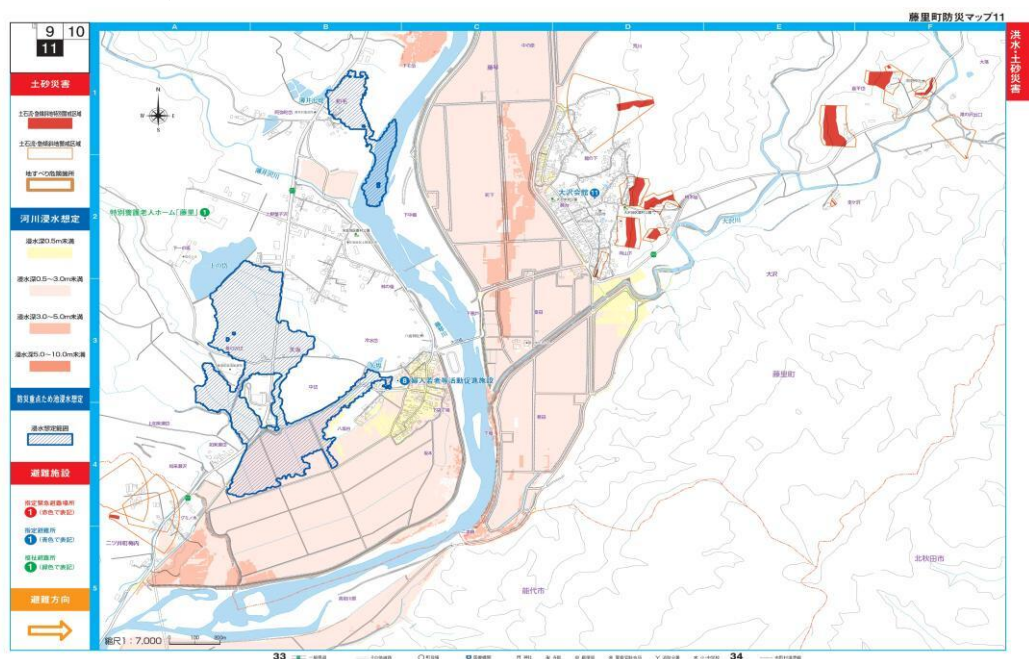
当町の防災マップによると、行政・商工業・インフラの拠点となっている藤琴地区（大町・荒町地区には商店街を形成）において、河川浸水想定0.5m未満、0.5～3mであるほか、土砂災害も想定されている。粕毛川と藤琴川が合流する地点でもある。



【大沢・矢坂地区】

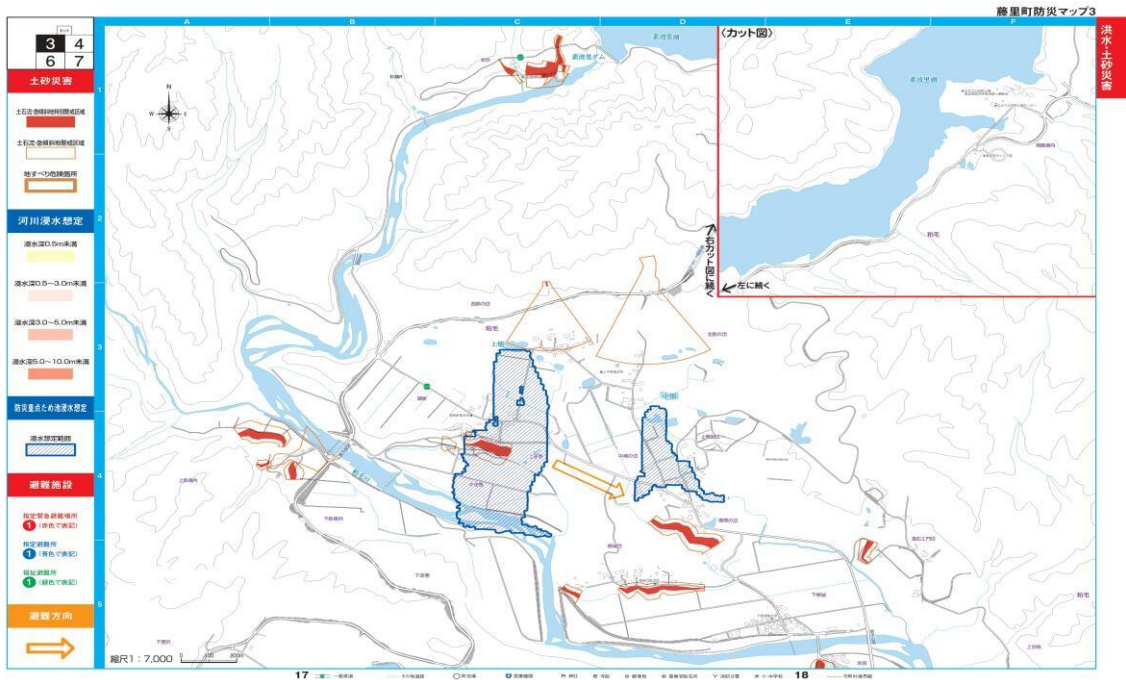
河川浸水想定0.5m未満、0.5～3m、3～5m、一部5～10m、土砂災害が想定されている。

矢坂地区では町の主要道路である県道317号線も、ため池浸水想定範囲とされており、町外を結ぶ交通の影響も懸念される。



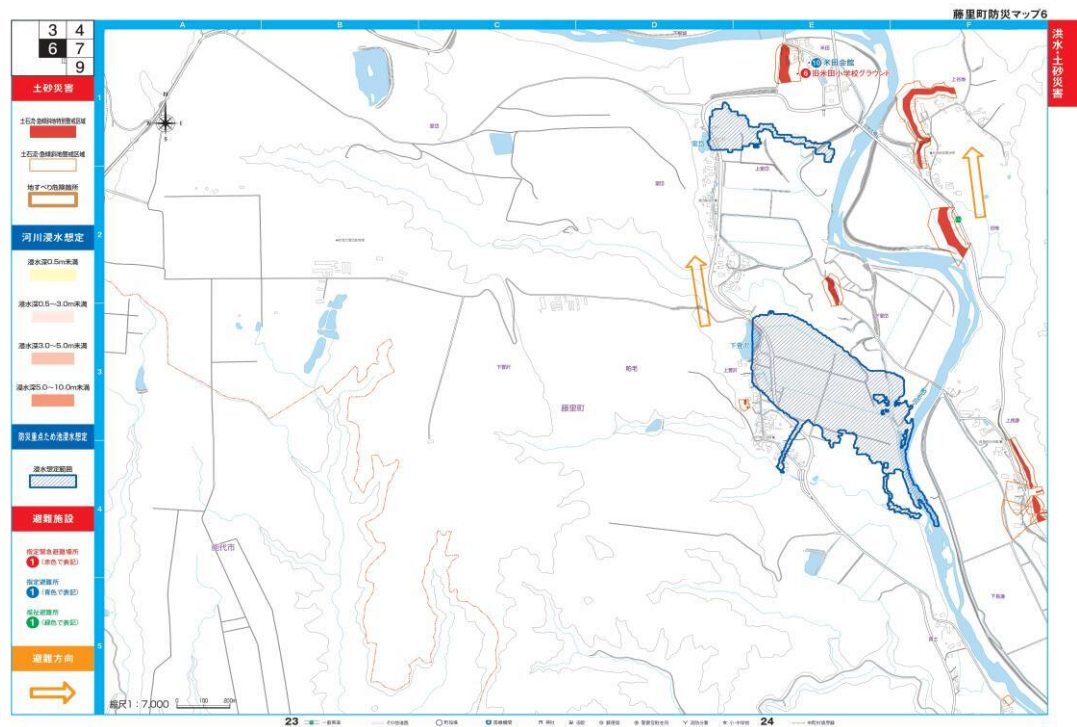
【熊の岱・端家・根城岱・下根城地区】

素波里ダムに最も近い地区。ため池浸水及び土砂災害が想定される。



【米田・室岱・萱沢・真土・長瀬・谷地地区】

ため池浸水及び土砂災害が想定される。



(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 107人
- ・小規模事業者数 104人

【内訳】(令和7年3月31日現在)

業種	商工業者数	小規模事業者数	事業者の立地条件等
製造業	16件	15件	町内各地に点在し、集積地はない。
建設業	23件	23件	町内各地に点在し、集積地はない。
卸・小売業	19件	18件	浸水想定地域の大町・荒町地区の一部に商店街が形成されている。
サービス業 (内飲食・宿泊)	41件 (13件)	40件 (12件)	観光業が集積している湯の沢地区は、土砂災害危険箇所隣接している。
その他	8件	8件	町内各地に点在している。
合計	107件	104件	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

当町では災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第42条の規定に基づき、大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について、秋田県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体、防災上重要な施設の管理者を含めた総合かつ計画的な防災対策を定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、住民の誰もが安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりの推進に資することを目的とした「藤里町地域防災計画」を昭和39年に策定している。その後、度重なる修正を重ね、現在令和6年2月の第9次修正版を継続して運用している。

a. 防災に関する情報提供(ホームページ等)

- ・防災マップ
- ・防災行政無線
- ・防災情報メール
- ・防災に関するパンフレットの作成と配布
- ・テレビ回覧板

b. 防災備品の備蓄

主食(ご飯類・パン類)・お粥等・飲料水・毛布・石油ストーブ・便袋・トイレットペーパー・紙オムツ・発電機・投光器・コードリール・燃料タンク・給水タンク・懐中電灯・担架・防水シート・電池・タオル・医薬品セット

c. 防災訓練の実施

学校行事等に組み入れ、全教職員の共通理解と児童生徒の主体的活動を取り入れ実施

d. 企業における防災教育の実施

災害時における企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域

貢献・地域との共生)を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP計画)策定を促し、防災体制の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど、防災活動促進に向けた啓発活用の実施

e. 防災に関する意識調査

住民等の防災に関する意識を正確に把握するため、防災対策上きわめて重要である意識調査を研究機関協力のもとに実施

2) 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
「BCP 関連の専門家派遣事業」「事業継続力強化計画認定制度」等の小冊子やパンフレットで小規模事業者等へ配布・周知の徹底。
- ・事業者向け BCP 策定の個別相談会の開催
事業者に対する BCP 策定に向けた専門家による個別相談会開催と策定支援の実施。
小規模商工会であり、単独でのセミナー開催の実績はない
- ・防災備品
スコップ、非常食、水、ストーブ、ガスコンロ、簡易トイレ、懐中電灯、各種工具、ゴミ袋、救急洋品(絆創膏、包帯等)、衛生用品(トイレットペーパー、ティッシュペーパー等)を備蓄
- ・損害保険への加入促進
小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任など6つのリスクに備える16種の損害保険等について「リスク管理チェックシート」用いて提案し、全国商工会連合会、秋田県商工会連合会、秋田県火災共済協同組合等と連携した普及と加入促進を行っている。
- ・防災訓練への参加
当町で毎年実施する防災訓練への参加

II 課題

現状では、緊急時の取組について精度の高い具体的な内容は網羅されておらず、協力連携体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時に対応を推進するノウハウをもった核となる人員が十分に確保されていない。

更には、管内の多くの小規模異業者において、少しずつ改善傾向ではあるが、有事に対する意識改革は進みつつある一方で、BCP 策定への意識がまだまだ低調であり、緊急災害時対応への不安が露呈している状態である。

また、新型コロナウイルス蔓延以降の感染症対策としては、地区内小規模事業者に対して予防接種推奨や手洗いの徹底、体調不良者のリモートワーク推奨等のルール作りや、感染拡大に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクヘッジとしての保険加入の必要性周知が今後の課題である。

III 目標

地区内の小規模事業者に対し、自然災害時リスクや感染症等リスクを認識させ、事前の備え及び早期復旧を実現させるために、当町と当会が一体となって取り組み、特に管内小規模事業者に対して自然災害に強い企業基盤整備を支援する。

①災害発生時に被害状況を把握して情報共有が出来る体制の構築

災害発生時において、連絡や復興支援が円滑に行えるよう、組織内における体制作りと当町と当会で被害状況の情報共有ができる連携体制構築を図る。

②危機意識及び防災に対する意識の醸成

県連合会や各損保会社が提供する災害に関する支援ツール（チラシやリーフレット）を活用して危機意識や防災・免災意識を高める。

③小規模事業者等へのBCP策定支援

防災・免災に対する意識が高まった小規模事業者に対して、継続してBCP策定セミナーや専門家派遣、商工会職員による伴走支援を実行し、BCP計画策定や事業継続力強化計画策定支援を強化する。

④感染症対策・施策の周知並びに支援

管内小規模事業者に対して、消毒の徹底や職場の換気遂行などの感染防止と、体調不良が認められる就業者に対しての出勤停止措置などのルール作りや、感染拡大に備えたマスク等の衛生品の備蓄、リスクファイナンスの一環として、保険の必要性も周知する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・当町の地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく応急対策等を取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業時への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ②商工会報や町広報、ホームページ、各種SNS等において、国・県・関係機関が運営するポータルサイト等の活用事例を紹介し、リスク対策の必要性、損害保険の概要、BCPの整備に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③小規模事業者にとって、自然災害に伴うリスクは、建物の損害のみならず、休業による所得損失や事業者・従業員等の人災、連鎖倒産・復旧資金等金銭面での対策も必要であることが求められる。そこで、リスク管理状況を確認するためにリスクチェックシートを用いて簡易診断を実施し、リスク軽減の取組みや対策を説明・提案し、事業者BCPの策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④新型コロナウイルスを始めとする感染症対策は、業種別ガイドラインに基づいた感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

■商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

財産のリスク	○火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償 ○自動車運行に伴う事故の賠償補償
休業のリスク	○事業主・従業員の休業所得補償
経営のリスク	○取引先の倒産に伴う債権回収不能等に対する補償 ○事業主・家族・従業員の病気（ガン）やケガ等への補償 ○廃業・退職後の生活資金積立、従業員の退職金積立制度
賠償責任のリスク	○製造者責任（PL）・情報漏洩等に関する賠償責任補償
労災事故のリスク	○業務災害、ハラスメント等の管理賠償責任補償

2) 小規模事業者に対する感染症拡大予防の周知

- ①国や県が定める「新しい生活様式」やタイムリーな情報の周知を図る。

3) 商工会の事業継続計画の作成

- ・令和3年1月18日 事業継続計画（第1版）作成し、必要に応じた見直しを行っている。

4) 関係団体等との連携

- ・職員間でのOJT研修をはじめBCP策定セミナーや個別支援について連携する損保会社に専門家の派遣を依頼し協力を求める。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、リーフレット等の備え付けを依頼する。
- ・商工会災害状況報告システムの活用。

5) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を把握し、町担当課との情報共有を図り状況確認や改善点について協議する。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・災害時の連絡ルート等を当会の役員会にて年1回再確認する。(商工会役員への周知)
- ・施設内での避難訓練の実施時に再確認する。(施設内職員への周知)
- ・商工会災害状況報告システム活用方法の確認をする。(商工会職員内周知)

< 2. 災害後の対策 >

- ・災害発生時には、人命救助第一とし、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ①職員への安否確認・・・発災後、1時間以内
確認方法・・・SNS等やメールを活用
確認内容・・・業務への従事・出勤の可否、大まかな被害状況(本人・家族の被災、家屋被害や道路状況等)
- ②三役への安否確認・・・発生後1時間以内に行う。
確認方法・・・携帯電話やメールを活用
確認内容・・・大まかな被害状況(本人・家族の被災、家屋被害や道路状況等)その他、近隣家屋や会員の安否情報等)
- ③役員への安否確認・・・発災後、2時間以内
確認方法・・・三役の協力のもと携帯電話・メールで確認
確認内容・・・大まかな被害状況(本人・家族の被災、家屋被害や道路状況等)その他、近隣家屋や会員の安否情報等)
- ④会員への安否確認・・・発災後、1日以内に地区ごとの役員を通じて情報収集
- ⑤情報共有及び報告・・・安否確認結果の連絡窓口
藤里町商工会 事務長 → 藤里町商工観光課 課長 → 秋田県産業政策課
※連絡窓口のものが連絡困難な場合は、第2連絡窓口として当会では、経営支援員、当町では、商工観光課商工担当とする。
商工会災害状況報告システム活用による情報共有

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況等の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は、携帯電話やメール等で状況を確認する。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報提供する。
- ・想定する応急対策の内容は、次の判断基準とする。

被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害状況	応急対策の内容
大規模被害	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	1) 緊急相談窓口設置 (相談業務強化) 2) 被害調査 (経営課題の把握解決業務) 3) 復興支援業務
小～中規模被害	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	1) 緊急相談窓口設置 (相談業務強化) 2) 被害調査 (経営課題の把握解決業務) 3) 復興支援業務 (個別支援)
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	応急対策なし

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

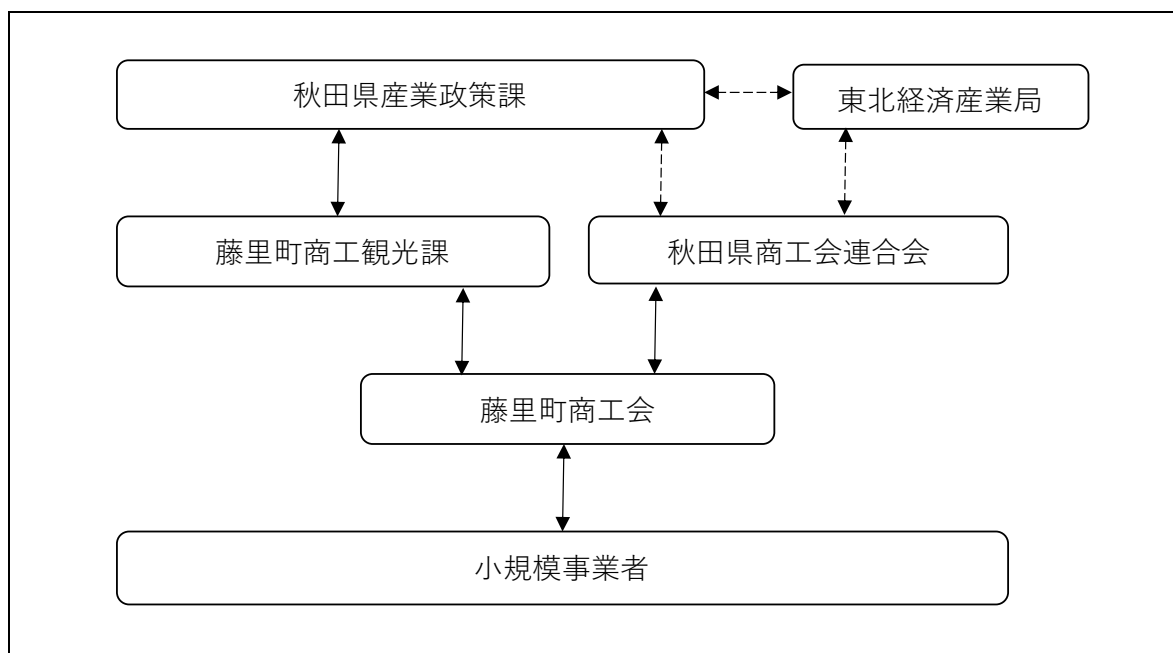
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回（9時、11時、14時、16時）共有する。
1週間～2週間	1日に2回（9時、16時）共有する。
2週間～1ヶ月	1日に1回（16時）共有する。
1ヶ月超	2日に1回共有する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令系統を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容は、藤里町災害対策本部の指示に従いながら決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、秋田県の指定する方法にて当会または当町より秋田県へ報告する。
- ・感染症等の場合は、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を秋田県の指定する方法にて当会又は当町より秋田県へ報告する。

■指揮命令・連絡体制図



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について当町と協議する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・当会が被災した場合は、安全性の確認と相談受入れ態勢が整った段階で、安全が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、町の施策)について、地区内小規模事業者等へ巡回訪問、ホームページ、SNS・テレビ回覧板の発信を通して周知する。
- ・感染症の場合は、事業継続活用に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・秋田県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を秋田県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに秋田県へ報告する。

(別表2)

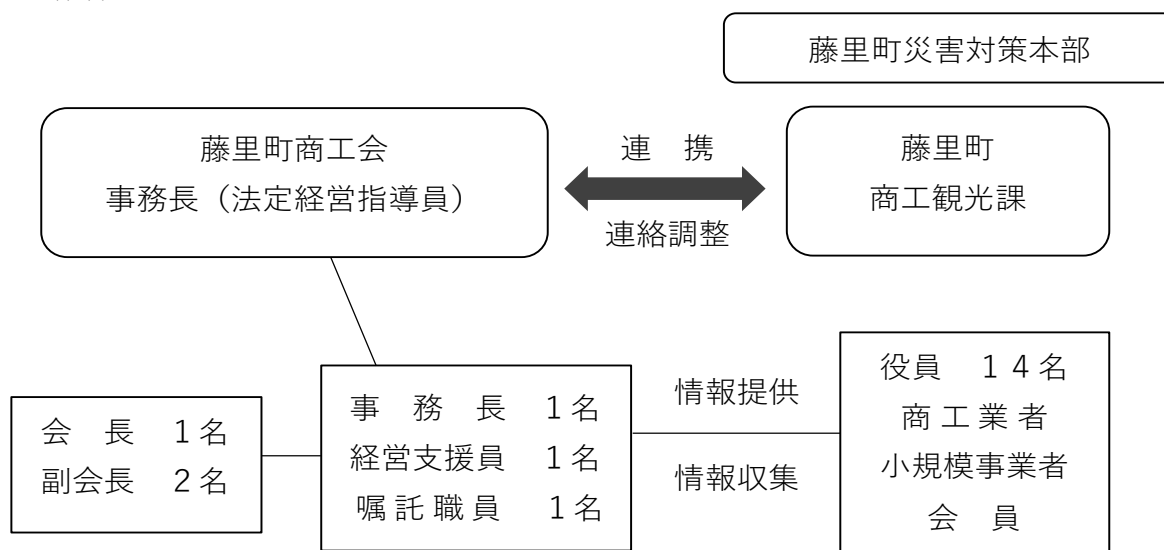
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年2月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)

実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：大友 大輔 (法定経営指導員) 連絡先：0185-79-1529

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・職員数3名 (ワンフロア) による本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に2回)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

藤里町商工会

〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字大関添 6-1

TEL:0185-79-1529 /FAX: 0185-79-1558

E-mail: fujisato@skr-akita.or.jp

②関係市町村

藤里町役場 商工観光課

〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴 8

TEL:0185-79-2115 /FAX: 0185-79-2116

E-mail: kankou@town.fujisato.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに秋田県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. BCP策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費 ・会場借用・広告料	80	80	80	80	80
2. 個社支援・専門家派遣費 ・専門家謝金・旅費	70	70	70	70	70
3. 普及・啓発費 ・ポスター、チラシ印刷費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・町補助金、事業収入等 上記経費のうち、講師や専門家の謝金、旅費については、当会規定に基づいて経費を算定しているが、専門家派遣事業の活用や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいた時には、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等